

特に寄附募集している事業

「持続可能なまちづくり」のための地域活力向上にぎわい創生プロジェクト

地域内外の人のつながりを生み出す電子地域通貨「まちのコイン」を通じて、八女市へ新しいひとの流れをつくり、継続的に地域に関わる関係人口の創出・拡大に取組んでいます。また、アイデアソンイベントの開催やサテライトオフィスの活用を実施し、起業希望者やテレワーカーの支援を行っています。







①八女市ふるさと絆便事業

その他の 寄附募集している 取組みの例 ふるさとである八女市を離れて生活する若年層向けに、関係人口の 創出や将来的な移住を促進するため、継続した関わり合いを育む取 組を行っています。

②八女茶牛産振興事業

八女市で生産される八女茶の地域ブランドとしての価値を高め、生産を維持・発展できる取組を支援しています。

その他、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく様々な事業が対象となります。 その他事業の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

八女市の多様な人材の活躍を推進し、新しい時代の流れを力にするため頑張ります。 「企業版ふるさと納税」による八女市へのご支援をよろしくお願いします!



企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から 税額控除する仕組みです。令和2年度税制改正で税額控除割合の引上げ等の制度の大幅な見直しが行われ ており、最大で **寄附額の約9割** に相当する税額の軽減が受けられるようになりました。



例 1,000 万円寄附すると、最大約 900 万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

企業様のメリット

- ①寄附をいただいたことを、八女市で積極的にPRいたします
- 2八女市とのパートナーシップ構築を行うことができます
- ③地域貢献につながり、ひいては企業の継続的な発展につながります

留意点

- ①寄附は1回あたり10万円からとなっています
- ②八女市外に本社がある企業が対象となります(本社が所在する地方公共団体への寄附は、対象となりません)
- ③地方公共団体は寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的な利益を供与してはならないこと とされています

お問い合わせ先

八女市企画政策課企画政策係

T E L: 0943-24-9009 F A X: 0943-24-8083

E-mail:kikakuseisakukakari@city.yame.lg.jp